

## 第8回 鹿児島県公文書管理委員会 議事録

### 1 日時

令和6年10月31日（木）午前10時00分～正午

### 2 場所

鹿児島県庁 行政庁舎6階 大会議室

### 3 出席した委員

米田委員長，黒沢委員，桑畑委員，寺尾委員（Web），中島委員（Web）

### 4 会議に付した事案

- (1) 令和6年度廃棄予定公文書について
- (2) 鹿児島県の公文書館に求められる機能等について  
(県民の利用に関する事、公文書館での調査研究に関する事)

### 5 議事の概要

- (1) 令和6年度廃棄予定公文書について  
公文書管理条例に基づく委員会への意見聴取として令和6年度廃棄予定公文書について概要等を事務局が説明し、以下の質疑応答があった。  
廃棄予定公文書について、基本的に廃棄は妥当だが、意見のあった公文書については事務局において再確認を行い、委員長への一任によりとりまとめることとなった。

#### ○ 桑畑委員

今回、延長と報告のあった946件について、延長した主な理由を教えてください。

⇒（事務局）

延長については、基本的には、事業間隔が一定期間あるものや事業が継続的に実施されている等、業務の遂行上、公文書として保有する必要があると実施機関が判断したものが最も多くなっている。

また、現在、監査の対象となっているものなども保存期間の延長として報告されている。

#### ○ 寺尾委員

「北朝鮮による拉致問題」については、歴史公文書に該当するトピックだと思っている。

今回、廃棄予定公文書として報告されている保健福祉部社会福祉課の「北朝鮮による拉致被害者関係」の公文書は経緯等が記録された長期保存の公文書が存在するため、この公文書は廃棄に該当するとの判断でよいか。

⇒（事務局）

今回、廃棄予定となっている「北朝鮮による拉致問題」に関連する公文書の一部については、国等からの照会や通知を保存しているものであることから、所属において廃棄という判断を行ったと考えるが、所属に確認を行い、改めて御報告させていただきたい。

○ 寺尾委員

他県では消費者関係の調査を特定歴史公文書として、公文書館で公開している例が多くあり、調査の結果だけでなく、調査が行われた経緯も併せて残した方が将来的に理解しやすい。

男女共同参画局くらし共生協働課の「消費者教育意識調査」の公文書について、廃棄で報告されているが、記録を確認できる長期保存の公文書が存在するとのことによいか。

⇒ (事務局)

事務局で詳細は把握できていないが、関係部局から廃棄として報告されているので、国からの調査であったり、報告書として刊行されている可能性があると思われる。

所属に確認を行い、改めて御報告させていただきたい。

○ 中島委員

個別の措置ではなく、条例の解釈や運用について確認させていただきたい。

今回の廃棄予定公文書に定期刊行物と思われる公文書ファイルがあった。

この公文書ファイルが、条例第2条第2項第1号に該当する場合は、公文書として管理する必要がなく、廃棄に対する意見聴取は不要になるのではないかと事前に質問したところ、「今回は意見聴取の対象とさせていただき、今後については改めて整理したい」と回答をいただき、了解したところである。

このことに関して、条例第2条第2項第1号の不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除くとしていることの、規定の趣旨について確認させていただきたい。

⇒ (事務局)

基本的に公文書は適切に管理されるべきであるが、管理にあたっては、保存期間の設定など事務負担が予想されるものである。

条例第2条第2項第1号から第3号に規定される公文書から除くものについては、条例の目的の一つである県政が適切かつ効率的に運営されるようにするという観点から、公文書として管理するものとして適当ではないという趣旨であると考えている。

今回の件について所属に確認したところ、積算等の根拠資料としても使用されており、監査等の対応にも必要なことから、公文書として保存期間を設定し、適切に管理する必要があると判断したとのことであった。

書籍等の不特定多数に販売することを目的としているものについては、基本的に公文書に該当しないと考えており、公文書として保管する必要があるかということも踏まえて、今後整理していきたいと考える。

⇒ (中島委員)

この除外規定に該当するからといって、除かなければならないというわけではないと思われる。

また、今回の文書は条例施行前に取得されたものであるため、状況としては納得できるが、条例施行前に遡って管理簿を整理する必要があるかは、それぞれ総合的に判断する必要があると考える。

一方で、条例が施行された現在においては、あえて新規で登録する必要はないように思われる。

条例第1条で、公文書の適正な管理は、県政が適正かつ効率的に運営されるようにする目的であるとされている。

この観点から、事務が煩雑にならないよう、公文書を適正に管理することが大事であると思う。

○ 桑畑委員

事前にメールでも伝えているが、県議会事務局の「政務活動交付金」及び「政務活動費収支報告書」の公文書ファイルについて3点質問させていただきたい。

これまでの5年の保存期間で、情報開示の請求は何件あったのか。

この公文書を廃棄することによって、政務活動費の透明性を失う結果にならないのか。

残余金などの返還通知がなかったのか。

⇒ (事務局)

事前にいただいていた質問に対して、県議会事務局へ確認したところ、情報開示等の請求については、該当する平成29年の収支報告書に対して、保存期間5年間で13回の閲覧請求、1件の開示請求があったとのことであった。

透明性が失われる結果とならないかという点については、政務活動費の証拠書類等は、鹿児島県政務活動費の交付に関する規則に基づき、提出すべき期間の末日から5年を経過する日まで保管されており、議員の任期である4年間は確実に保管されている。

また、閲覧開始後5年間はいつでも閲覧できる状態になっており、5年経過後は鹿児島県議会のホームページに掲載しているため、透明性は確保されていると考えている。

残余金などの返還通知については、毎年度残余金は発生しており、収支報告書のホームページへの掲載及び領収書等の閲覧が開始される前、6月末までには必ず返還してもらっている。

また、交付額確定後に、収支報告に誤りが見つかった場合は、修正報告を提出していただき、返還の通知を発出しているとのことであった。

○ 米田委員長

一覧表を確認したところ、調査・報告の公文書でどこからの調査なのか、どこへの報告なのか不明なものがあった。

この中で、他機関が実施している調査等は、県では廃棄しても構わないものが多いと思っているが、県独自の調査等について、その調査結果が使われて、県民に還元される環境になっているのか。

また、適切に活用されるようにしていただきたいが事務局としてどのように考えているのか。

⇒ (事務局)

他機関から依頼される調査等も含めると県において実施する調査・報告は相当な数になるため、すべての関係資料を保存することは難しいと考えている。

そのため、調査の実施主体によって、保存期間や期間満了時の措置が変わり、

県が実施している調査等であっても、調査結果が刊行物となっているか、ホームページ等で公開されているのか等により対応が異なってくることが考えられる。

実施主体がどこであるのか、調査結果はどのようにとりまとめられているのか等を総合的に判断し、県全体として見たときに重要なものとして、将来的に残していく必要がある場合は、特定歴史公文書として取り扱うことになるが、これは個別に判断していくしかないと考えている。

⇒（米田委員長）

調査関係の公文書を廃棄することによって、そこでの成果が失われないように配慮していただきたい。

(2) 鹿児島県の公文書館に求められる機能等について（県民の利用に関すること、公文書館での調査研究に関すること）

公文書館に求められる機能等のうち、県民の利用に関すること及び公文書館での調査研究に関することについて、事務局から説明し、以下の質疑応答があった。

① 項目1「特定歴史公文書の利用情報の公開及び利用の促進に向けた取組」

○ 寺尾委員

県民に、新しくできる公文書館を理解してもらい、取り組みを促進していくためには、鹿児島県の特性に合わせて、検討していくことが大切だと思う。

私が鹿児島県の特性として思うことが3点あり、1点目として、歴史を学ぶということに関して、とりわけ熱心な地域であるということである。

2点目は、鹿児島県の公文書館は後発であり、公文書館そのものについての理解がほとんどない。

3点目は、県の成立過程において、多くの歴史資料を失った経験があることである。明治4年の廃藩置県から、西南戦争までの期間において、鹿児島県の成立過程における資料をほとんど失ってしまったという独特な県の成立過程の歴史を持っている。これ以上、公文書を失わないために、未来永劫的に資料を保存する意味があるといった点を伝えていく必要があると思う。

そういった鹿児島県ならではの特徵に合わせた公文書館設立の意義と今後への期待を普及させていくべきであると思う。

⇒（事務局）

公文書館については、委員の御意見も踏まえ、関係部署と連携しながら、実際の設置に向けた検討を進めていきたいと考える。

○ 桑畑委員

まずは県立図書館、黎明館、公文書館の機能の住み分けを考える必要がある。

歴史資料は集めて残した方がよいが、予算等の問題もあるし、歴史資料と公文書の保管や調査研究などについても住み分けも考えなければならない。

一方でレファレンスについては、県民が利用しやすい環境等を作っていくという観点で検討することが大事である。

県立図書館、黎明館、公文書館が同じことをしては、互いに効率的でないと思うので機能の住み分けをどのように考えているか伺いたい。

⇒（事務局）

既存施設と新しく設置しようとする公文書館の役割分担や連携については、学事法制課だけで決められることではないため、委員会の意見を踏まえて、関係部署や担当施設と情報共有しながら、役割分担や連携のあり方も併せて検討していきたい。

○ 中島委員

今回の資料3で国立公文書館の取り組みが記載されているので、補足的な説明をしたいと思います。

①の国立公文書館の取り組みとして、国立公文書館デジタルアーカイブがあげられている。この国立公文書館デジタルアーカイブは、目録情報をインターネット上で提供し、利用者がその情報を検索、画像があるものについては、画像の閲覧、出力ができるサービスである。

目録情報の公表に関しては、公文書管理法に規定される義務であるが、画像の閲覧に関しては、公文書管理法では利用の促進として努力義務とされている。

鹿児島県は当面、ホームページ等で目録を公開されることになるかと思うが、公文書館のあるべき姿を考えたときに、利用者自らが検索できるような仕組みにしていくことが望ましいと思う。

②として、利用制限区分が公開または部分公開のものについて、利用請求手続きによらない閲覧の実施をあげているが、利用請求を受けることが基本である。

しかし、利用の請求からその実施までは内部手続き等で一定の時間を要することから、すでに審査が終了している文書については、簡便な手続きで利用できるような仕組みを規則等で設けている。

鹿児島県の場合は、公文書館を立ち上げた段階では、適用できる文書も多くないかもしれないが、運用を続けることで対象文書が増えていくことが考えられるので、このことを見越した形で、制度設計されることが望ましいと思う。

③の展示会について、国立公文書館では、東京本館とつくば分館で実施する施設内展示のほかに、毎年公募により決定した施設等と共催する館外展を実施している。また、インターネット上で利用できるコンテンツであるデジタル展示も行っている。地方自治体では、福岡共同公文書館が実施している出張展示といった例もある。

これらの例を鑑みると、必ずしも新しく設置する公文書館に来ていただくことだけを主眼におく必要はなく、利用者にとっての利便性を高めていくことが、公文書館の意義について理解していただくといった部分でも有効な方法になると思う。

我が国が、社会全体でデジタルトランスフォーメーションを進めており、鹿児島県が全国有数の離島県であることも踏まえると、インターネットを活用して利便性を確保することや、出張展示を進めていくことが望ましい姿であると思う。

参考情報に記載のある他県公文書館で検索機材を設置している37施設について、インターネット上での検索システムを有している機関数と国立公文書館デジタルアーカイブとの横断検索機能に連携している機関数を調べているのであれば教えてもらいたい。

⇒（事務局）

検索機材については、来館した方が直接検索できるかという意図で照会をしておりインターネット上での、検索機能等については調査していない。

○ 寺尾委員

レファレンスについて、県立図書館では調べるための書籍を案内してもらえることがあり、博物館ではケースバイケースではあるが持ち込んだ資料の崩し字を読んでももらえることがある。

公文書館のレファレンスについては、公開されている公文書を利用するためのガイドンスや手助けといった理解でよいか。

⇒ (事務局)

特定歴史公文書の利用方法や検索の仕方などの案内が中心になると考えている。

今後、他施設との連携を検討する中で、将来像として他施設の図書等まで案内できるような形になることが理想的であると思っている。

○ 桑畑委員

県立図書館のレファレンスでは、新聞について調べてくださいと、新聞社へよく依頼がある。図書館で対応できるレファレンスの範囲以上のことを利用者が求めるため、新聞社や鹿児島大学の図書館等の職員にレファレンスの委任・委嘱をすることはよくあることだと思う。公文書館においても、漠然とした質問が持ち込まれる可能性があるので、県立図書館が行っているような委嘱をするといったことも考えられるのではないか。

⇒ (事務局)

公文書館を設置する過程で、どのような課題があり、どう対応していくべきかといった面も含めて検討していきたい。

○ 中島委員

レファレンスについては、基礎情報としてどのような情報がどこまで提供されているかによって、大きく変わってくると思う。そのため、当面の措置としては、検索代行のようなことも含めて、レファレンスになるのではと思う。

一方で、公文書というものの性質を考えたときに、図書館のようなレファレンスまでやるのかといった点については疑問に思うところもある。

また、他の自治体の委員会に参加した際に、自治体の公文書館は公文書館というよりも地域の歴史館として認識されることが多く、地域の歴史について、尋ねたら何でも答えてもらえるといったイメージを持たれているといったことを聞いたことがある。そうすると公文書館側の想定と地域住民との考えにある種のずれが生じてくる。利用者の一定のニーズに合わせていくとなったときに、歴史や地域の歩みといったことも組織的に蓄積していくことが必要になってくる。

○ 米田委員長

すでに公文書がデジタル化されており、今後の文書というものがデジタル化されたものしかないという時代になっていく。

それを考えたときに、現在公文書館での取扱いは紙をベースに考えているが、デジタルのものを前提とした保存についても考慮しなければならないと思う。

最近の文書は、最初からデジタルなのでデータベースでの目録も作りやすく、公開しやすいのではないかと思う。

そういった意味でデジタルを意識したやり方をするということが、多くの委員から意見があったように、積極的に有効活用していただけるよう情報公開の促進に向けた取り組みも検討していただければと思う。

## ② 項目2「特定歴史公文書の調査研究の方向性」

### ○ 寺尾委員

先ほどの補足として、1つ目に私はもともと歴史博物館の学芸員だった経緯から、個人的な意見としては、公文書館は公文書館だということで襟を正して、県立図書館や博物館がやっていることは、ゆだねてしまってよいと考えている。

それを前提として、その上で、これだけは鹿児島県の公文書館でやって欲しいと思うことがある。昨年の初期の段階で現在、鹿児島県が保存する公文書で最も古いのが明治28年だと聞いているが、地方自治体が確立されていく、その期間の資料がないということなので、鹿児島県の成立過程を研究テーマとして挙げていただきたいと思う。例えば、鹿児島県から出した文書が国や他の自治体にあったとしたら、それも翻っては、鹿児島県が作成したものになるので、そういったものを積極的に調査していただきたいと思っている。県史編さん室でも似たような活動はしており、他の機関でもやっているが、県史編さんは公文書だけではなく、非常に広範囲に及ぶ調査をしている。公文書は、近年すごく整理・公開されているので、これから調査することの意義は大きいと思う。

その際、先ほどから何度も出ているように、デジタルの時代であるため、原本をこちらが取得する必要は必ずしもなく、国立公文書館デジタルアーカイブでの横断検索や画像等の利用を研究所と連携するなど方法は多様にあると思うので、これから先、公文書を保存していくことも重要であるが、鹿児島県がどのような県なのかを表す移行期から近代、現代に関する資料の調査を1つの柱としていただきたい。

### ○ 桑畑委員

公文書館での調査研究について、例えば国立公文書館での調査研究は、個々の研究者の関心がある方向性になるのか、それとも組織的な研究ができるのかお尋ねしたい。

#### ⇒ (中島委員)

鹿児島県が公文書館をどう組織として立ち上げていくかということによって、異なってくると思うが、公文書館法は歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行うとなっている。

また、国立公文書館は国立公文書館法第11条第1項第5号で歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うことが業務として挙げられている。

歴史公文書等は現用と非現用に跨る概念であり、特定歴史公文書よりも、国立公文書館が行う調査研究の権能として認められる範囲は広いということになる。

保存及び利用に関するということなので、国のデジタル化に関して、国立公文書館ではデジタル文書の長期保存を安定的に行うために、リスクの低いフォーマットなどの調査研究を行っている。

調査結果を踏まえて、国においては現用の公文書の作成やその保存において、長期保存するものは、そのフォーマットを使うことを原則とすることが制度に盛り込まれているので、必ずしも資料の中身そのものや歴史を公文書館として研究するわけではない。

私が気になった点の一つとして、県側の資料では特定歴史公文書の保存及び利用となっているため、調査研究範囲が少し狭いように思える。

特定歴史公文書というのは、鹿児島県の条例において、歴史公文書のうち、知事に移管されたものだけとなっている。

この規定を限定的に解釈すると、鹿児島県が公文書館を設置した際に、公文書館で保存対象になっているものだけの保存及び利用に関する調査研究を行うことになる。

しかし、前回の収集や保存に関する議論の中で、公文書以外のものや寄贈・寄託も収集の対象にした方がよいといった意見もあったところである。

杓子定規に解釈するならば、まだ受け入れていない、収集していない様々な資料は、特定歴史公文書に該当しないため、そのような資料の調査研究は、権能の外になってしまうことになりかねない。

基本的な枠組みの設定として、もう少し広がりを持って考えることが必要ではないかと思う。

1点目と前回の議論にも関わってくるが、公文書館を鹿児島県において、どのような機能を担う施設とするのかによって、公文書館での調査研究が位置づいてくる。例えば、国においては、行政文書等の廃棄に関して、内閣総理大臣の同意が必要であるが、内閣府が同意を与えるにあたって、国立公文書館が廃棄が適切か助言を行っている。

これに倣って、公文書館に今回の議題1のような廃棄の調査審議を委員会に諮る前に、事務局側で確認している作業に関して、公文書館に助言を求めるといった機能を担わせるとすれば、それに関する調査研究も必要になる。前回、私が申し上げたような、市町村の文書管理に関する連携や支援といった機能を公文書館に担わせるとすれば、それに関する調査研究も必要になってくる。

調査研究については、公文書館がどのような機能を担うのかということが第一であり、直近の3年間から5年間は重点的にこれをするとかということは、運用・運営の問題である。現在は制度設計について意見をjする段階だと思うので、まずは枠組みをきちんと考えるということが、前提として必要になるのではないか。

⇒ (事務局)

今の御意見を参考にさせていただきながら、施設にどのような機能を持たせ、その上でどのような調査研究が必要なのかという整理の仕方についてのアドバイスいただいたので、それを踏まえながら検討を進めていきたい。

○ 寺尾委員

先ほどの補足であるが、現勤務地である東京大学の史料編さん所では、秋田県、京都府、大分県などの府県立の公文書館との共同プロジェクトで、お互いの資料のうち、関係性のあるものをデジタル撮影し、相互利用するという取り組みを行っているので事例報告だけさせていただきたいと思う。

今年度の初めに、まずは広く意見を聴取して、その意見を参考に県が枠組みを決めていくと、説明があったと思うので、先ほどの意見は一つの意見として扱っていただければと思う。

⇒ (米田委員長)

寺尾委員の意見というのは、鹿児島という場所に公文書館を設置するというアイ

デンティティの確立に資するようなことも含めて、大きな理念の一つとして公文書館の機能の検討に繋がるのではと思う。

その上で、そもそも公文書がない事態が、その時代では当たり前だったかもしれないが、公文書がなくなるといった歴史的事象は、今後も発生する可能性があり、そのようなことも踏まえて、特定歴史公文書として、条例で定められたものを中心としつつ、そこから派生するものを断絶することなく、繋がりをつけながら取り組んでいくような組織にしていきたいと理解した。

○ 米田委員長

調査研究の一部にはその歴史的公文書の保存の仕方、最近だとアーカイブズ学が提唱されているため、そのような分野についても、フォローできるような体制をとらなければいけないだろうと思っている。

中島委員の意見は、具体的な事例を御説明いただいたと理解した。

また、ネットワークの観点から言うと、鹿児島県には椋鳩十先生がおり、県立図書館の館長であった時に、全国の図書館との連携を始めたという顕著な実績がある。それを踏まえて、鹿児島という場所でそういったことを行うときには、様々なところと連携をしながら進めることによって、多くの貢献ができると思う。

③ 項目3「専門職員の確保・育成」

○ 桑畑委員

県内に認証アーキビストが不在ということだが、育成を県がするべきと考えているのか、いつか出てくるのを待つのか、或いは県外からでも公募して来てもらうというようなことも考えているのか、教えていただきたい。

⇒ (事務局)

専門職員の確保・育成という点については、どのような方法があり得るのか検討しなければならないと考えている。今後、公文書館を設置するために検討を重ねていくが、実際に公文書を取り扱っている県の職員や会計年度任用職員が研修を受けながら、まずは保存等について学んでいき、公文書館を設置していく上で、アーキビストの資格取得を目指すのかも含めて、そこで専門的に従事する職員の方々を確保するといった方針を検討する必要があると考えている。

他県から招聘するのか、或いは自分たちで認証アーキビスト育成のためにプログラム組んでいくのかも含めて、どのような方法があるのか方向性を公文書館設置までに決めていきたいと考えている。

○ 寺尾委員

鹿児島県の場合は、高校の先生を学芸員として、博物館等に異動させて準学芸員的な活用をしているが、希望として、専門職員を短期間で異動させるのではなく、公文書館に専門の職員として採用していただきたい。現時点ではそのような予定であるという認識でよいか。

⇒ (事務局)

どのような組織にするか次第ではあるが、県の職員を配置するとなると、そこに専

従的に配置できるのかという点がある。

公文書館を設置したときに、2～3年で職員が全員変わってしまうような組織にすると、専門性が高まらないので、専従的に配置して、知識を積み重ねていくような人が必要ではないかという考え方を持った上で、専門職員をどう確保していくのか、どのような組織に運営してもらうのか検討していかなければならないと考えている。

現時点では、必ず置きますとか永続的にそこに配置できますというのは回答できないが、それも含めて必要性があるという認識を持って考えていきたい。

⇒（米田委員長）

専門職員を置く方向での検討をぜひお願いしたい。

#### ○ 中島委員

公文書館における専門職員の配置については公文書館法に規定されており、その附則では当分の間は置かないことができるという規定があるが、あくまで置かないことができるということであり、配置することが本来の姿だろうと思われるため、何らかの形で置いていただくことが、法の求めることではないかと思う。

一方で、やはり県全体の人事といった部分に関わってくることで実現の仕方はいろいろあるのだと思う。様々な社会的なニーズの変化により、公文書館法の制定時と、現在の国立公文書館や各自治体の公文書館が担っているものが変わってきているので、ふさわしい形を考えていくことが必要であると思う。

そのような点でいうと、アーキビスト認証という仕組みを令和2年度からスタートしているが、仕事をお持ちの認証アーキビストの方は、必ずしも公文書館で勤務している人だけではなく、この委員会の事務局のように文書管理の担当課で勤務している人であったり、教育委員会系の公文書館などでは、先ほどのように学校の先生が比較的長期に勤務してから、また教育現場に戻ったりすることもあるかと思う。

認証アーキビストに関しては、個々のインタビューであるとか執筆記事を当館の情報誌や広報誌に掲載しているが、例えば県庁の中でも、職員一人一人の希望を聞いて、比較的長期に特定の部署にいられるような仕組みを設けているところもあるといった例が見られるので、必ずしも公文書館や公文書管理に限定せず、県庁内で、そのような類似の仕組みがあるのであれば、その仕組みを活用するといったいろいろな工夫の仕方があると思う。

一方で、レファレンスやその他といったときに、比較的長期に勤めることで資料についての知識が蓄積され、理念としてはそれを組織で共有できていることだが、どうしても人に依存する部分は必ずあるので、比較的長期に務めていただくような仕組みが設けられるとよいと考える。

#### ○ 米田委員長

公文書館のホームページ等によると、大学院等でアーキビスト学やアーカイブズ学、アーキビスト養成プログラムのようなものを持っているところが、国内で8つ紹介されている。

専門性のある人材が継続的に必要な場合、地元の教育機関にそのような人材を養成するプログラムができないのか問い合わせをすることや、正規の授業科目ではなくても、非常勤講師を招いた特別なプログラムを大学院等の科目に織り込んでいただくなど、学習の機会の確保や職域があることのアピールをしていかないと、配属されたときに、自分が思った仕事じゃないということではなく、やりたいと思える価値

があるということを伝えるような場所を確保していくことが重要かと思うので、そのような活動もしていただきたいと思う。

大学院での学習や学部でも授業を展開しているところもあるので、県の研修のプログラムや資格取得のプログラムの中で、履修させるなりしながら、もちろん公文書館等での研修もあると思うが、人材育成をしていくようなプログラムを考えていかれたらと思う。

⇒（中島委員）

大学院のプログラムのほかに、国文学研究資料館が実施しているアーカイブズ・カレッジの長期コースであったり、国立公文書館が主催しているアーカイブズ研修Ⅰ及びⅢといった認証アーキビストに必要な知識技能等を修得する研修のコースもある。おそらく鹿児島県も事務局の方がアーカイブズ研修Ⅰなどを受講していると思うが、より長期の研修を受講できるとなった時に、国立公文書館のアーカイブズ研修Ⅲも受講すると、かなり広範囲に専門的な知識を身につけられるのではないかと思う。

○ 米田委員長

おそらく改めて戻って議論しなければいけないこともあるかと思うが、非常に多様な意見が出たので、事務局の方でとりまとめをお願いしたいと思う。

報告書には、多様な意見が反映されるように配慮していただければと思う。

前回委員会で意見聴取を行った公文書館の収集保存に関することも含めて、次回委員会でとりまとめに入ることになるが、意見のとりまとめにあたって、私の方から確認したいと思っていることがある。

これまでの意見の聴取では、県が整理した想定される施設機能等について、理想的な公文書館の施設機能等を含めて委員から意見を述べていただいた。

来年度以降、県において公文書館の設置場所や設置形態等を具体的に検討していくこととなるが、基本的には既存施設の活用を優先して検討するということになるので、既存施設によっては委員会の意見をすぐに反映できるものとそうでないものもある。

段階的に整備して対応するものもあると思われ、他の施設と連携することで実施するものなど、様々な対応が考えられる。

委員会としては、今は専門職員もないという状況であり、最初から理想的な公文書館の機能を持った新しい立派な施設が設置されることは、不可能であるということをも基本的なベースに考えているところである。

今後、検討される既存施設の状況や施設等の形態を踏まえて、施設の機能等を検討する際には、委員会でとりまとめられた意見を参考に、段階的な整備や他施設との連携による実施、人材の確保等に関することを十分に検討した上で、少しずつでも前進するよう県の方で取り組んでいただければと思っている。

また、公文書館の設置までには時間を要すると思うが、まずは、選定した特定歴史公文書の目録の作成と保存をしっかりと取り組んでいただくことが第一であり、公文書館の設置までの当面の間は県がこれまでも示しているように、県政情報センターを活用して、県民が利用できるような体制づくりを優先していただきたいと考えている。

その他として、今後の取り組みの中では、今後のデジタル化を含めた公文書の形態と適切な形での取り組みを意識していただきたいと思っている。

私の方から皆様の共通了解だと思うところと今後の取り組み方について、県への要望ということで発言をさせていただきました。

## 6 その他

次回は、令和6年12月頃に開催予定として日程調整。